

滋賀のアーカイブズ

滋賀県県政史料室だより 第3号

平成29年10月2日発行

編集・発行

滋賀県県政史料室

(滋賀県県民生活部

県民活動生活課県民情報室内)



洋風器械の図【明さ 100 (1)】

目次

- ・【特集】 明治維新直後の行政組織 …P2～3
- ・【簿冊解説】 社寺明細帳の成立 …P4
- ・【利用者の声】 歴史的文書と自治体史編纂（近江八幡市） …P5
- ・【史料室の瓦版】 戦後行政文書の目録入力作業 …P5
- ・【湖国こぼれ話】 戊辰戦争の記憶 一彦根招魂社の設立一 …P6～7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス …P.8

【特集】
明治維新直後の行政組織

明治維新という日本史上有数の社会変革は、中央政府のみならず、地方の政治機構も大きく変貌させました。それは近江国(滋賀県)も例外でなく、幕藩時代の制度や人事が一新されています。今回は当該期の歴史的文書を読み解く上で欠かせない、本県の行政組織の変遷をご紹介します。

大津裁判所・大津県の職制

慶応三年(一八六七)十二月、王政復古のクーデターにより、明治新政府が発足すると、翌四年三月、旧大津代官所の支配地を統治するため、大津裁判所が設置されます。トップの総督には、公家の長谷信篤が就き、参謀には板倉筑前介(醍醐家来米)、副参謀には大神土佐守(鞭崎神社主)が選ばれました。

翌四月には、副参謀が三名増員され、軍事・警察機能を担う大監察が四名選ばれています。民政機構も整備され、地方・山林・湖水・会計・宿駅の五部門の下に、それぞれ判事・掛・下役(筆生)が置かれました。判事以上は、高知・彦根・膳所の藩士出身が多く、掛以下は大津代官所の手代・同心が多数を占めています。

翌閏四月、太政官は「政体書」を發布し、地方は府・藩・県が並立する三治体制となります。大津裁判所が廃され、新たに大津県が発足しました。判事以上の官員は一新され、知事に辻将曹(広島藩士)、

判事に岡本健三郎(高知藩士)が就いています³⁾。

翌五月には、辻と同郷の野村政次郎(広島藩士)が監察に就任し、七月には岡本の会計官転任に伴って、判事に多羅尾織之助(幕府代官)、判事試補に桑田源之丞(平戸藩士)が就いています。この段階では掛以下の官員は、裁判所時代の役職を引き継いでいたようです。

同年八月になって、大津県は「県令所規則」を定めます⁴⁾。同規則によれば、この時期の県組織は「行政」と「議事」に分かれていました。「行政」には、知事の下に判事二名・権判事三名・判事試補一名が置かれ、東民政部(近江国七郡、伊勢国二郡)・西民政部(近江国四郡、湖水)・租税部・監察部のいずれかを担いました。さらにその下には、書記・伝達・掌簿・鞫獄・巡街など、一三の職が置かれています。この時期の大津県は、旧旗本領や旧藩領などを次々に併合し、その領域は伊勢国(三重県、旧信楽代官所の支配地)まで及びました。

その一方、「議事」は「議定」(知事・判事・権判事)と「議員」(判事試補・書記)で構成されました。事柄の大小や種類に関わらず、必ず議論を行って「裁決」すると定められています。「議事」といっても、人民の代表からなる議会とは異なり、その構成員は地方官員が兼任していました。行政と立法は、まだ未分離な段階だったのでした。

明治元年(一八六八)年十一月、知事が朽木全之允(福知山藩)に交代し、十二月には「大津県職制」が定められています。四日市や八幡町に役所が置か

官等	官職	氏名
第3等	知事	辻将曹(広島藩)
第5等	判事	多羅尾織之助(幕府代官)、家永達之助(柳川藩)
第6等	権判事	桑田源之丞(平戸藩)、鹿河寛蔵(姫路藩)、野村政次郎(広島藩)
第7等	判事試補	湯浅常太郎(広島藩)
准7等		—
第8等	書記	—
准8等	伝達、掌簿、鞫獄 巡街	岡田常三(後の直之、幕府代官手代、常簿) 松田愛之助(幕府代官手代、巡街)など
第9等	湖水監、筆生 行事、捕亡、守倉	佐久間勇助(幕府代官同心、湖水監) 七里柄之助(後の定嘉、幕府代官手代、行事)など
制外	使丁、門官、牢吏	

*官等と官職は必ずしも一致しない

大津県の職制(明治元年8月)

れ、判事や権判事が在勤することとされました。下級官員の職は十八に再編され、租税方・市街方・断獄方などが設置されています。

明治二年七月、太政官は「地方官職員令」を定め、知事(または権知事)の下の職は、大参事・少参事・大属・権大属・少属・権少属・史生と改称されました。七月に権知事、八月に大参事が太政官より任じられ、大津県は九月に少参事以下の職を命じています。各方は廃され、新たに設けられた掛に、大属以下の職が就きました。

なおこの時の職制改革では、大幅な人員削減が強いられました。それまで大津県には、判事三名、権判事三名、判事試補二名が在職していましたが、明治二年八月にはそのほとんどが解任され、大参事二名、少参事一名まで激減しています。ただしその対象となったのは、他所から派遣された上級官員(藩士出身)が多く、現地をよく知る下級官員(幕府代官所出身)の中枢は、そのまま事務を担いました。

滋賀県の職制

明治四年七月、彦根藩・膳所藩などの諸藩が廃され、新たに彦根県・膳所県などが置かれました(廃藩置県)。さらに同年十一月、大津県は近江国南六郡の諸県と合併し、北六郡は長浜県となりました。この時太政官が定めた「県治条例」により、各県には令(または権令)・参事・権参事という奏任官と、典事・権典事・大属・権大属・少属・権少属・史生・出仕という判任官が置かれることになりました。大

津県では、令に京都府大参事を務めた松田道之(鳥取藩士)、参事に膳所藩士の榊原豊、権参事に桑田安定(源之丞)が就いています。

明治五年一月、大津県は滋賀県と改称し、「滋賀県(職制)」を定めています。「県治条例」に基づき、県庁の事務は庶務・聴訟・租税・出納・監察の五課に分けられ、それぞれに社寺専務・戸籍専務などが置かれました(監察課を除く)。同年三月、判任官と等外官員が各課に配属されています。

このように、維新直後の県組織は、めまぐるしく移り変わり、他国(県)出身の上級官員も、頻繁に異動がありました。その一方、幕府代官所出身の下級官員たちは、一貫して県の事務を担い続けました。滋賀県発足後、次第に彼らは県行政の要職を占めるようになるのです。(大月 英雄)

課名	専務名
庶務課	社寺専務
	戸籍専務
	貫属専務
	学校専務
	簿書専務
	駅遞専務
	雑事専務
聴訟課	擬律専務
	訴訟専務
租税課	鞫獄専務
	勸業専務
出納課	土木専務
	金穀専務
監察課	用度専務

滋賀県の事務分担(明治5年1月)

- 1 『滋賀県史』54 『行政資料114』
- 2 『太政類典草稿』第一編(国立公文書館蔵)
- 3 『滋賀県史』55 『行政資料115』
- 4 『大津県職制』【明お41合本2(2)】
- 5 同前
- 6 前掲『滋賀県史』55
- 7 『明治五年滋賀県治遺要』【明い222(1)】

	官等	官職	氏名
奏任官	4等	令	松田道之(鳥取藩)
	5等	権令	—
	6等	参事	榊原豊(膳所藩)
	7等	権参事	桑田安定(旧名源之丞、後の籠手田安定、平戸藩)
判任官	8等	典事	—
	9等	権典事	—
	10等	大属	宮田耕叟(後の義昌、平民、租税課)、宇津木謹吾(姫路藩、聴訟課)
	11等	権大属	田中久兵衛(幕府大津倉番、庶務課)、藤尾乗平(平民、租税課)など
	12等	少属	岡田直之(幕府代官手代、租税課)、山崎友親(膳所藩、八幡出張在勤)など
	13等	権少属	七里定嘉(幕府代官手代、租税課)など
	14等	史生	松田愛之助(後の宗寿、幕府代官手代、租税課)など
	15等	出仕	酒井明(名古屋藩、聴訟課)など
	等外		

滋賀県の職制(明治5年7月)

【簿冊解説①】
社寺明細帳の成立

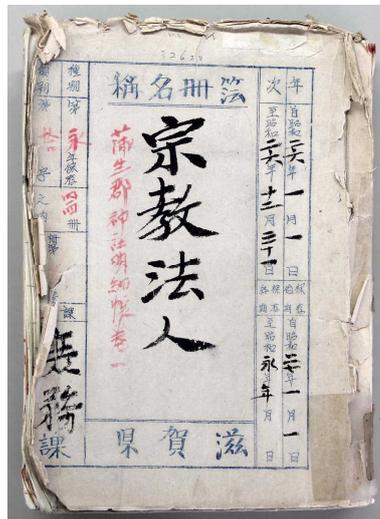
社寺明細帳とは、明治期から終戦直後にかけて、内務省と県に備え付けられていた、神社や寺院等の公的管理台帳のことです。祭神・本尊や由緒、境内の坪数などが記載されており、神社・寺院の歴史を調べる上で欠かせない基本史料となっています。本コーナーでは、その成り立ちをご紹介しましょう。

事の始まりは、明治三年(一八七〇)のことです。太政官は、同年七月二日に寺院明細帳、十一月二十八日に神社明細帳の作成を府藩県に命じました。いずれも年内の提出が指示されましたが、当時は管轄地の変動が激しく、翌四年十一月、大津県(滋賀県の前身)は、提出の遅延を願ひ出ています。その後、作成されたものから提出がなされ、県内全ての明細帳が提出されたのは、神社は明治五年九月、寺院は同七年四月のことでした²⁾。

ただし、この時の明細帳は、誤りが多く不十分な内容だったようで、明治十二年六月二十八日、内務省は再度、社寺明細帳の作成を府県に命じました。様々な祭祀施設を、神社・寺院・仏堂・遙拝所・招魂社・祖霊社の五種に分類した上で、郡ごとの編製を指示しています。

この内務省の指示を受け、県は十一月六日、改めて社寺明細帳の作成を戸長に命じています³⁾。明細帳は正副二通が作成され、郡役所では、戸長役場から

提出された明細帳を編綴の上、一部を県庁に提出、もう一部を郡役所で保管しました(郡本)⁴⁾。さらに県庁では、提出された明細帳をもとに二部清書し、翌十三年七月二十九日、一部を内務省に提出⁴⁾、もう一部を県庁で保管しました(県本)。同十五年五月十一日には、さらに追加分を同省に提出しています⁵⁾。現在本県で保管している明細帳には、この時作成された「郡本」の一部と「県本」の二種類があります。



蒲生郡神社明細帳(県本)【明す9】

県本としては、官幣社二冊【明す1〜2】、県社以下諸社一五冊【明す3〜17】、寺院二二冊【明す28〜49】、仏堂三冊【明す50〜52】、除籍簿四冊【明す25〜27、53】の全四六冊が残されています(合本含む)。その他、内務省への異動届が大量にあります⁶⁾が、当時は明細帳を修正する場合、同省への報告が義務付けられていたためです。帳簿には、その度ごとに朱筆で修正事項が書き加えられました。

明細帳は、郡市別に編製され、各冊の巻頭には町村・大字ごとの索引が設けられています。この索引

を見ると、町村合併や市制施行などで、郡域が変わる度に編製し直した跡を確認できます。最終的に現在の形になったのは、宗教法入法が施行される昭和二十六年(一九五二)のことで、市単位の明細帳は、大津・彦根・長浜の三市のみとなっています(近江八幡・八日市・草津は、昭和二十九年から市制施行)。

一方、郡本は大正十五年(一九二六)七月、郡役所が廃止された後、県に引き継がれた五冊【明す101〜104、106】が残されています(合本含む)。ただし、全てが移管されたわけではなく、蒲生・東浅井・甲賀・野洲の四郡のみとなっています。

県本と比べて特徴的な点は、遙拝所の明細帳(蒲生郡)が含まれているところです。遙拝所とは、ある神社の祭神を離れた場所から拝するための場所、明治十三年七月時点では、その明細帳が内務省に提出されています。ただし、大正五年八月の調査によれば、その後県内の遙拝所は、全て廃棄されてしまったようで、明細帳も県本としては廃棄されたものと見られます。

その他、郡本には戸長が明細帳を提出した際の添書も、合わせて綴じられているものもあります。県本・郡本の双方を確認することで、社寺明細帳の理解をより深めることができるでしょう。(大月 英雄)

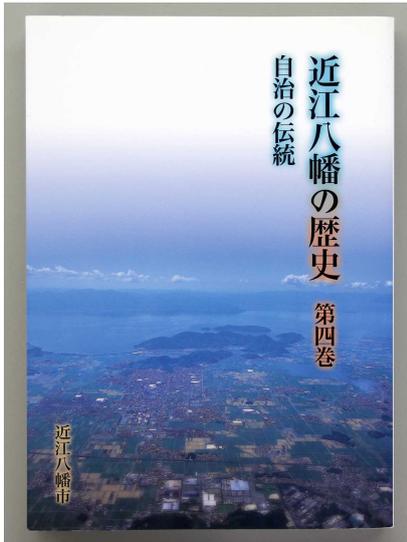
1 雑書類編冊甲【明す575(41)】。
2 雑書類編冊甲【明す575(51)】、雑書類編冊乙【明す577(21)】。
3 「社寺二開スル本県令達」【明あ244(18)】。
4 「社寺明細帳編製及異動届書類」【明す56(13)】。
5 「社寺明細帳編製及異動届書類」【明す56(19)】。
6 「内務省文部省報告書類編冊」【大す195(9)】。

【利用者の声】
歴史的文書と自治体史編纂

近江八幡市史編纂室 鳥野茂治

近江八幡市の市史編纂事業は、平成十三年(二〇〇一)四月に開始し、現在も事業継続中である。滋賀県歴史的文書の利用は、県政史料室開設以前からの十四年間におよび、これまでに撮影した文書件数は、五六〇〇件を超えている。

県内の市町が、県の歴史的文書を調査するのは、近代史編纂(明治以降)の参考資料とするためである。本来、市町の基礎資料は、明治二十一年に公布された市制・町村制にもとづく旧町村の役場文書であるが、その残存状況は地域によって異なる。市町村合併の際に引き継がれ、そのまま各所管文書とされている場合もあるが、合併の際に移管されないなど散逸された事例も多い。県の歴史的文書は、その場合に生じる地域別叙述の補完や、旧町村が行った様々な事業の内容把握などに有効である。本市の編纂事業開始当初は、刊行されている簿冊



近江八幡の歴史 第4巻

目録から検討をつけ、当時の県民情報室で手書きの件名目録から近江八幡市域に関係する文書をピックアップする作業を進めていた。しかし、県政史料室が開設されて以降、件名目録はデータベース化され、同室のPCで検索できるほか、平成二十六年度からはホームページで時代・簿冊分類別の件名一覧表(エクセル形式)が公開されたおかげで、インターネットで関係資料情報の抽出が可能になった。この整備の迅速さは、滋賀県における公文書のレコードマネージメントが、もともと高い水準で整備されていたことに起因するのであろう。

さて、我々が編纂に利用している文書は、専門的なものだけではない。例えば「明へ14」と分類されている簿冊には、明治前期の町村分合にかかる文書・絵図が一括して掲載されている。また明治期の郡市町村に分類される滋賀県がまとめた「各郡新町村造成事由書」には、現在その多くが小学校区として継承されている旧町村の成立(合併)の経過を知ることができると、県民の方々もお住まいの地域を振り返るにあたり、参考になる文書も多い。

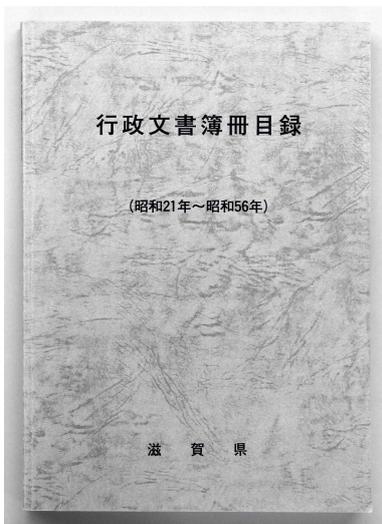
ただし、その閲覧については、「滋賀県歴史的文書の閲覧等に関する要綱」に基づいたもので、県民の知る権利に基づくものではない。現在滋賀県では、平成二十三年四月から施行されている公文書管理法の趣旨にのっとり、新たな公文書管理の方針案を策定している。私見ではあるが、その早期の実現と、県内市町で共有できるように、すばらしい公文書管理の仕組みになることを心より望む次第である。

【史料室の瓦版】
戦後行政文書の目録入力作業

県政史料室では、現在「行政文書簿冊目録(昭和二十一年～五十六年)」の件名目録を作成しています。この簿冊目録は、昭和五十七年時点において、県庁文書庫で保管していた、昭和二十一年以降の永年保存文書をまとめたものです。知事部局と教育委員会が作成した行政文書全一〇、五八六冊が、四七の分野ごとに整理されています。

その内、GHQ関連(渉外分野)の一五四簿冊は、既に目録の作成を終え、戦後七〇年を迎えた平成二十七年より、歴史的文書として閲覧に供しています。現在作成しているのは、一万冊を超えるそれ以外の文書群で、三人の職員を中心に、毎日こつこつと入力作業を続けています。

平成三十一年四月には、この目録の公開と合わせて、昭和五十六年までの行政文書(永年保存文書)が、県政史料室でご覧いただける予定です。



行政文書簿冊目録 (昭和21年～56年)

【湖国しほれ話③】
 戊辰戦争の記憶 — 彦根招魂社の設立 —

平成二十九年(二〇一七)は、慶応三年(一八六七)十月の大政奉還から一五〇年の節目の年を迎えます。今年から来年にかけて、各地で往時を振り返る催しが企画されていますが、維新直後も倒幕運動や戊辰戦争に関わった人々を偲ぶ取り組みが、盛んに進められていました。今回はその中でも、旧彦根藩に焦点をあてて紹介します。

招魂社の設立

幕末維新期の彦根藩にとって、慶応四年一月より始まった戊辰戦争は、特別な意味をもっていました。譜代筆頭として、長年にわたり幕府を支えてきた同藩ですが、王政復古後は真っ先に新政府側に付き、箱館を除く戊辰戦争の全局面に従軍しました。政府からの戦功賞典も、薩長土などに次ぐ二万石が下賜されており、その影響の大きさが伺えます。

慶応四年五月、発足したばかりの新政府は、幕末動乱期の国事殉難者や、戊辰戦争の戦没者を慰霊するため、京都・東山に「祠宇」(やしる)を設けることを布告します(後の京都霊山護国神社)¹⁾。東京奠都後の明治二年(一八六九)六月には、東京・九段坂上に東京招魂社(後の靖国神社)を創建しました。同月二十八日には、戦没者三五八八名の招魂式が行われています。

また政府は、各藩にも祭祀を促し、明治二年九月、

彦根藩知事井伊直憲は、戦没者二六名の霊を慰めるため、招魂祭を行っています。翌三年には、犬上郡古沢村の井伊神社の敷地に招魂碑を建立し、同四年の廃藩置県後も、井伊家からの寄付(年間米百俵)をもとに、毎年大祭を続けました²⁾。

この招魂場にとって転機となったのが、明治七年三月十七日の内務省からの布達です³⁾。同省は各地で設立されている私設の招魂社について、永く「忠士ノ魂魄」を慰めるために、その土地の地税を免除して、祭祀・修繕費も全て官費負担とすると、府県に伝達しました。これを受けて滋賀県は、五月二十八日、古沢村招魂場の取り扱いについて、内務省に伺い出しています⁴⁾。同省からは、地税を免除した上、祭祀・掃除料として米五俵、金二円三六銭を支給する旨が伝えられました。

この支援を心強く感じた井伊直憲は、同年八月十八日、招魂場の改造を東京府知事に願い出しました⁵⁾。すると彦根士族たちは、従来の招魂碑は「浮屠」(ブツダ)の墓石に類似して体裁が悪く、郊外に位置するため、この際「便利ノ地」に、新たに造営しようと協議しようです。直憲もその提案を喜び、翌年四月五日、士族たちに寄付金の協力を仰ぎました。

四月三十日には、戊辰戦争で彦根藩軍の大隊長を務めた武節貫治(河手主水)が、昨年許された免税地の代わりに、新たに取得した犬上郡尾末町の地税を免除してほしいと県に伺い出しています⁶⁾。六月十七日、県は内務省にその旨を要望していますが、従来の敷地(一反七畝四歩)に比べて、約十倍の面積



古沢村招魂場【明す 583 (61)】

(二町一反六畝)であったためか、すぐには許可が下りませんでした。そこで武節は、免税申請をするのは、従来の面積のみにとどめ、それ以外の地税や祭典料は、井伊直憲ら有志の募金で永久に賄うとして、十月十五日に再願しています⁷⁾。しかし、内務省からの回答はつれないもので、その場での改築は問題ないが、移転・新築は認められないとのことでした⁸⁾。

そのため武節は、十一月十九日、もし免税の許可が下りなければ、全額納税する覚悟があることを県に伝え、改めて招魂社の移転・新築を伺い出しました。この訴えを受けて、翌九年五月十八日、内務省はようやく「特別之詮議」により、許可を与えます⁹⁾。従来の敷地面積(一反七畝四歩)分は減税、その他

は全て自弁となりました。七月二十日には、遷座式が行われています¹⁾。

祀られた者、祀られなかった者

それでは、彦根招魂社に祀られた二六名の戦没者とは、どのような人たちだったのでしょうか。そのほとんどが戊辰戦争の戦闘中、もしくはその時の傷が原因で亡くなった彦根藩士たちでした(二五名)²⁾。ただし、軍夫として従軍していた坂田郡春照村の百姓である文吉のような人物も含まれていました。年齢は一六歳から五二歳まで幅があり、平均は二七・六歳となっています。

戦没者の内十五名は、江戸開城後に江戸を脱走した大鳥圭介隊との戦闘で亡くなっています。彦根藩兵は、日光を目指す大鳥隊と、下野国(栃木県)内で数度にわたって交戦し、特に慶応四年四月十七日の小山宿での戦闘では、渡辺貞兵衛半小隊が壊滅するほどの大きな犠牲を生みました。

その後彦根藩兵は、板垣退助率いる土佐藩兵とともに大鳥隊を打ち破り白河に向かいます。奥羽列藩同盟軍との交戦後、会津攻撃に参加。戦没者の内十一名は、この東北戦争で亡くなった者たちです。

その一方、彦根招魂社では、戊辰戦争に従軍して亡くなった全員が祀られているわけではありません。彦根藩士の末松善之助は、十月十三日、越後国三島郡の与板病院で病死していますが、合祀対象には含まれません³⁾。あくまで戦闘が原因の死者に限定されていたようです。

また幕末動乱期の戦没者であっても、設立当初は戊辰戦争以外の合祀者はいませんでした。天誅組の変では二名、禁門の変では九名、第二次長州戦争では二三名が少なくとも命を落としています⁴⁾、いずれも幕府側での参戦のため、対象外とされたようです⁴⁾。あくまで「官軍」として戦死した事実が、招魂社の祭神となる上で欠かせない要件だったのです。

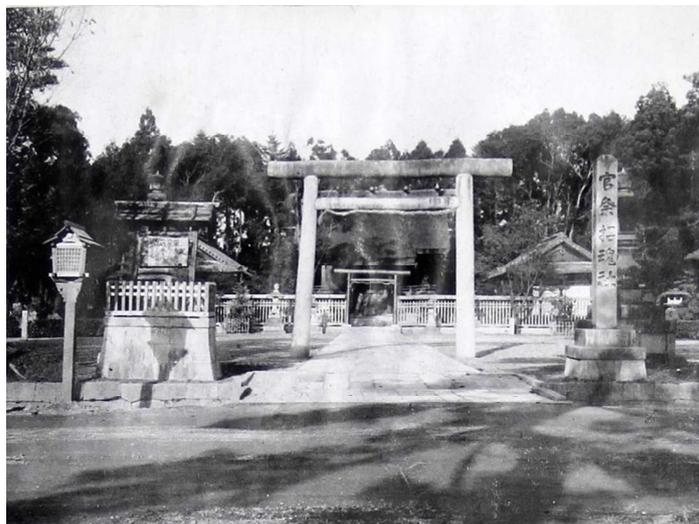
祭神の拡大

このように、旧藩時代の「維新の功労者」を祀るために発足した彦根招魂社ですが、その後は他の内乱や対外戦争で戦死した者たちも、合祀対象に含まれるようになります。西南戦争の一五六名、日清戦争の二一六名、日露戦争の一五六八名などです⁵⁾。彼らの出身地は、旧彦根藩領にとどまらず、県全域に及びました。戊辰戦争の戦没者も、膳所藩や西大路藩、水口藩の藩士などが追加され、旧彦根藩の神社という性格は、次第に弱まってきました。

その一方、幕府側として戦死した彦根藩士の合祀は容易に進みませんでした。大正四年(一九一五)十月になって、ようやく禁門の変の戦没者九名が祀られることになりました。幕府側とはいえ、京都御所を守った功績が認められたのでしょう。しかし、その他の幕末期の戦没者は、その後も合祀されることはありませんでした。同じ彦根藩士であっても、亡くなった時期によって、その祀られ方には大きな差があったのです。昭和十四年(一九三九)四月、同社は滋賀県護国神社と改称し、アジア・太平洋戦争

で戦死した多くの兵士が祀られていきました。

(大月英雄)



彦根招魂社【昭す586(81)】

1 [例規]【明あ238(8)(10)】
 2 [明治八年殉難死節取調書類]【明す583(4)】。
 3 [明治七年内務省乙丙号達編冊]【明あ108(27)】。
 4 前掲 [明治八年殉難死節取調書類]【明す583(58)】。
 5 前掲 [明治八年殉難死節取調書類]【明す583(69)】。
 6 前掲 [明治八年殉難死節取調書類]【明す583(81)】。
 7 [明治八年殉難死節取調書類]【明す586(81)】。
 8 前掲 [明治八年殉難死節取調書類]【明す586(48)】。
 9 前掲 [明治八年殉難死節取調書類]【明す586(81)】。
 10 前掲 [明治八年殉難死節取調書類]【明す583(69)】。
 11 前掲 [明治八年殉難死節取調書類]【明す583(44)】。
 12 [明治五年九年官省同俟令編冊]【明う4(49)】。
 13 [殉難義士調査事類編冊]【明す629(3)】。
 14 前掲 [殉難義士調査事類編冊]【明す629(3)】。
 15 [彦根招魂社神名帳]【行政資料400】。

催し物案内

【講演会】

「彦根藩の明治維新」

日時 10月18日(水) 13時半～15時

講師 井伊岳夫氏(彦根市歴史民俗資料室長)

会場 滋賀県庁新館7階 大会議室

【企画展示】

「幕末を駆け抜けた彦根藩士

—官軍となった井伊の「赤備え」—

期間 8月31日(月)～10月19日(木)

「公文書に見る滋賀の国宝建築」

期間 10月23日(月)～11月30日(木)

「甲賀路をゆく関西鉄道」

期間 12月4日(月)～1月18日(木)

【表紙解説】洋風器械の図

かつては「近江国第一之都会」と謳われた彦根も、廃藩以後は年々衰退の一途をたどり、土族たちの暮らしは苦しくなっていました。そこで旧彦根藩士の武節貫治(河手主水)と磯崎芳樹は、土族授産のため、外国への輸出品として注目された生糸の生産に着目します。明治九年(一八七六)四月十三日、彦根に製糸場を設立するよう県に訴え、紆余曲折を経て、明治十一年に犬上郡平田村(現彦根市)に県営彦根製糸場が創立されました。表紙の図は、その際提出された設立嘆願書に添付されたものです。

利用案内

【利用時間】

午前9時～午後5時

【休室日】

土日祝日、年末年始

【閲覧方法】

◇来室して申請

①室内の文書目録(パソコンまたは紙)で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して受付に提出。

*個人情報(審査)が終わるまで、数日～1週間程度かかります(電話・メール等で連絡)。

③文書を閲覧する。

◇自宅から申請

①当室ホームページ内「歴史的文書」目録で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して、メール・FAXで提出する(審査が終わるまで連絡を待つ)。

③来室した場合と同じ。

【その他の利用】

・文書の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(複写物の交付は、職員に御相談ください)。

・企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。

・文書の掲載・借用の際には、別途該当する申請書が必要となります。

アクセス

①JR大津駅から東へ徒歩5分。

②京阪電気鉄道島ノ関駅から南南西へ徒歩5分。



周辺地図

滋賀のアーカイブズ 第3号
平成29年(2017年)10月2日

編集・発行
滋賀県県政史料室
〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県庁新館3階 県民情報室内
Tel : 077-528-3126
Fax : 077-528-4813
Mail : kenmin-j@pref.shiga.lg.jp